

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に  
 関する規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第6条 契約権者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前 <u>(削除)</u> に公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第18条 (略)</p> <p><u>附 則 (令和7年3月 日 理事会議決)</u>  <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第6条 契約権者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前 <u>(一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで)</u> に公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第18条 (略)</p>	<p>・令和7年2月4日付総行第16号通知「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について (通知) の一部改正について」により、一連の調達契約の場合の入札公告期間の短縮措置を廃止する。</p>